

令和 5 年度 第 1 2 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 6 年 3 月 2 5 日（月） 午後 1 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場第二庁舎 3 階 3 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 1 時 2 5 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 2 0 分
議 長	高橋 實

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	永 野 浩 司	○	2	岡 野 正 幸	○
3	須 賀 喜佐子	○	4	藤 江 健 広	○
5	横 川 朝 治	○	6	岡 田 嘉 男	○
7	石 塚 要	○	8	鈴 木 洋 子	○
9	柴 田 光 善	○	1 0	小 島 康 平	○
1 1	竹 内 隆	○	1 2	八 木 大 輔	×
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	×
	三反崎 善 隆（最適化推進委員）	○		舩 田 晃（最適化推進委員）	○
	山 崎 富 康（最適化推進委員）	○		砂 川 進（最適化推進委員）	○
	小 島 雄 一（最適化推進委員）	○		滑 川 浩（最適化推進委員）	○
	内 藤 玉 江（最適化推進委員）	○			

事 務 局	事務局長 後藤 事務局長補佐 黒田 主任 蓮沼 主事 林
-------	---------------------------------

議事日程

日程第 1	会議録署名委員の指名について
日程第 2	諸報告について
日程第 3 議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
日程第 4 議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
日程第 5 議案第 3 号	経営基盤強化促進法 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定を求める件について
日程第 6 議案第 4 号	令和 6 年度最適化活動の目標設定等（案）の決定を求める件について
日程第 7 報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出書の受理について
日程第 8 報告第 2 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約について

会議の件名	議事録
1. 開 会	後藤事務局長が開会を告げる。午後１時２５分 【あいさつ】 ◎事務局長 皆さんこんにちは。 ただいまより令和５年度第１２回松伏町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 まず、私からご報告があります。 先週、金曜日に町の人事異動の内示がありました。該当が事務局長補佐の黒田が教育文化振興課長として昇格となりました。 後任として、いきいき福祉課主幹の八子が配属となります。その他の職員につきましては、引き続きお世話になります。よろしくお願いします。 また、お手元の３月７日の日本農業新聞で藤江健広委員が取り上げられましたので、皆様にご報告させていただきます。 それでは、事務局長補佐の黒田よりご挨拶があります。 ◎事務局長補佐 事務局として６年間、皆様には大変お世話になりました。また、農政の業務でもお世話になりました。４月からは教育文化振興課長として移動となりました。 今後も皆様とは、関わり合いがあると思いますのでよろしくお願いいたします。 長い間、大変お世話になりました。ありがとうございました。 ◎事務局長 ご栄転ですので、温かく見守っていただければと思います。 それでは、事務局からご報告があります。 ◎事務局 ・不許可相当で進達した案件の許可について ◎事務局長 本日、会長が所要のため欠席となっておりますので、高橋会長職務代理よりごあいさつお願いいたします。 ◎職務代理 本日は、会長が欠席のため、私が議長を務めさせていただきます。 よろしくお願いいたします。 ◎事務局長 それでは、会長職務代理が議長となることとなっておりますので、よろしくお願いします。 この後、会議がありますので、中座させていただきます。よろしくお願いします。 【開会の宣言】 ◎議長 ただいまから、令和５年度第１２回定例総会を開会いたします。

日程第 1	本日の出席委員は、農業委員 12 名、最適化推進委員 7 名であります。過半数に達しておりますので、本農業委員会は成立いたしました。これより、日程に従い議事に入ります。 【会議録署名委員の指名について】 ◎議長 まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第 13 条の規定により議長から指名いたします。 1 番 永野 浩司 委員 2 番 岡野 正幸 委員 以上、2 名の委員を指名いたします。ご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。
日程第 2	【諸報告について】 ◎議長 次に、諸報告を行います。 まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。 (なし) ◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。 (なし) ◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。 (なし) ◎議長 以上で報告を終わります。
日程第 3	【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について】 ◎議長 続いて、日程 3 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件についてを上程いたします。 時間短縮のため、朗読は省略します。 No.1 について事務局から説明をお願いします。 ◎事務局 案内図は 1 ページです。 譲受人は〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇の方です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇の方です。

申請地の地目は、すべて〇で面積は3筆合計で〇〇〇〇㎡です。譲渡理由は、譲渡人は、労力不足によるもので、譲受人は〇〇〇〇の代替地取得です。

なお、売買金額は合計で〇〇〇万円、1反当たり〇〇〇万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇〇㎡、田が〇〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は〇〇です。

農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、噴霧器、籾摺機、草刈り機、トラックを保有しています。

譲受人の農作業暦は〇〇年で、その他世帯員の労働者は〇人です。

また、自宅からの通作距離は〇〇です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は、年間〇〇〇日、〇〇〇〇の〇〇さんが年間〇〇〇日で世帯合〇〇〇日になり、年間の農作業従事日数150日以上のため、常時従事すると認められます。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、合計〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については、〇については、引き続き〇〇〇をし、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎須賀委員

3月18日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可されました。

◎議長

それではNo.2 について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は2 ページです。

譲受人は〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇の方です。

譲渡人は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さんです。

申請地の地目は〇で面積は〇㎡です。譲渡理由は、譲渡人は、公共用財産用途廃止によるもので、譲受人は、経営拡大です。

なお、売買金額は、合計で〇〇〇円、1 反当たり〇〇〇万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇㎡、田が〇〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は〇〇〇〇〇〇です。

農機具の所有状況は、トラクター、田植機、耕運機、耕運機、噴霧器を保有しています。

譲受人の農作業暦は〇〇年で、その他世帯員の労働者は〇人です。

また、自宅からの通作距離は〇〇〇です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間〇〇〇日、妻の〇〇〇さんが年間〇〇日で、世帯合計〇〇〇日になり、年間の農作業従事日数1 5 0 日以上のため、常時従事すると認められます。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、合計〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係について、〇については、引き続き〇〇〇を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3 条第2 項各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎須賀委員

3 月1 8 日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎柴田委員

払下げの経緯を教えてくださいませんか。

◎事務局

当該地は、〇〇年に〇〇として所有権移転された土地の一部であり、〇〇の残地であることが判明しました。〇〇の残地である、〇〇として機能がない、〇〇に含まれておらず、〇〇の手続きが必要ない。また、隣地土

地所有者が〇〇〇〇さんのみであることから、用途廃止の手続きを行い、今回の申請がされました。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。
許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。
よって、本案は許可されました。

◎議長

それではNo.3の説明に入る前に、議事の都合上農業委員会等に関する法律第31条の規定により、岡田委員の退席を求めます。

(岡田委員退席)

それでは、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は3ページです。左上に議案1－3資料と書かれた営農計画書をご覧ください。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇の方です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇の方です。

申請地の地目は、すべて〇で面積は2筆合計で〇〇〇㎡の農地です。譲渡理由は、譲渡人は、申出でによるもので、譲受人は、新規就農（家庭菜園）です。

なお、売買金額は、2筆合計で〇〇〇万円です。1反当りの金額は〇〇〇万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、ありません。

それでは、営農計画書を御覧ください。

今回、農地を取得する目的は、自宅に隣接している土地で家庭菜園を営むためとのことです。

農機具の所有状況につきましては、スコップ、くわ、一輪車を所有しています。

次に、農機具の所有状況業従事計画です。栽培作物は、ネギ、ジャガイモ等です。

1月は、土起こし。2月は、土起こし、ネギの種まき、ホウレンソウ、小松菜の収穫です。3月は、ネギ、ジャガイモの植え付け、大根、にんじんの収穫。4月は、トマトの植え付け。5月は、追肥、イチゴ、ソラマメの収穫。6月は、トマト、ニンニク、ジャガイモ、タマネギの収穫。7月、8月は、トマトの収穫。9月は、ニンニクの植え付け。10月は、大根、ソラマメ、タマネギ、にんじん、ホウレンソウ、小松菜植え付け。11月は、ネギの収穫です。12月は、なしです。各月〇〇時間の作業を予定しており、従事日数は譲受人の〇〇さんが〇〇〇日、母の〇〇さんが〇〇日、2人で作業を行い、合計で〇〇〇日になります。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、〇〇〇〇㎡になります。周辺地域との関係については、引き続き〇〇を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

また、農作業従事計画が妥当と考えられれば農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、私から報告させていただきます。

3月18日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎柴田委員

地目が〇だが〇〇を行うのですか。

◎事務局

現況は〇で〇〇年に〇〇を行っており、〇〇をしていないだけになります。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可されました。

それでは、岡田委員の復席を認めます。

(岡田委員復席)

◎議長

それではNo.4について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は4ページです。

この案件は、2月の総会で審議する予定でしたが、申請地の〇〇〇の〇〇や〇〇〇に土が流れ込んでしまっている状態でした。審議するにあたって、被害防除を行ってからというお話をしたところ、〇〇〇の境界沿いに土留め板を設置していただきました。そのため、今回、審議していただきます。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇の

方です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇の方です。

申請地の地目は、すべて〇で面積は6筆合計で〇〇〇〇㎡です。譲渡理由は、譲渡人は、労力不足によるもので、譲受人は、経営拡大です。

なお、売買金額は合計で〇〇〇万円、1反当たり〇〇万です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇〇㎡、田が〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は〇〇〇です。

農機具の所有状況は、草刈り機、耕運機、噴霧器、農業用車両を保有しています。

譲受人の農作業暦は〇〇年で、その他世帯員の労働者は〇人です。

また、自宅からの通作距離は〇〇です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は、年間〇〇〇日、〇〇〇〇の〇〇さんが年間〇〇〇日、〇〇〇〇の〇〇さんが年間〇〇〇日、〇〇〇〇の〇〇〇〇の〇〇さんが年間〇〇日です。世帯合計〇〇〇日になり、年間の農作業従事日数150日以上のため、常時従事すると認められます。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、合計〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については、引き続き〇〇〇を栽培し、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎岡野委員

3月18日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎藤江委員

しっかり管理をするよう伝えてください。

◎事務局

お伝えします。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

日程第 4	挙手全員です。 よって、本案は許可されました。 【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について】 ◎議長 続いて、日程 4 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件についてを上程いたします。 ◎事務局 案内図は 5 ページです。土地利用計画図は 1 ページになります。 申請地は〇〇〇〇〇〇、地目は〇、〇〇〇㎡の農地です。 申請人は〇〇〇〇〇〇に居住されている、〇〇〇〇さん年齢〇〇歳の方です。 譲渡人は〇〇〇〇〇〇に居住されている、〇〇〇〇さん年齢〇〇歳の方です。転用目的は〇〇〇〇です。 転用理由について、私は〇〇〇〇〇〇で〇〇〇〇〇〇一緒に暮らしています。 〇〇〇〇〇〇も成長して、〇〇〇〇〇〇も増え、手狭になってきました。 〇〇〇〇〇〇も持たせたいので〇〇〇〇から新たに独立して〇〇〇〇〇〇〇を建てたいと思います。 〇〇〇〇〇〇を期待でき、今後の〇〇〇〇〇〇の見守りも日常的にできるように、〇〇の近くであることや〇〇のことを考え、〇〇〇や〇〇〇の近くであることを条件に土地を探しましたが、市街化区域や非農地等では、見つけることができませんでした。 そのため〇〇に相談したところ〇〇〇〇〇〇から申請地での計画を持ち掛けられ今回の申請に至りました。 以上の理由から申請に至りました。 建物は木造二階建てです。工事期間は〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇を予定しています。 被害防除対策については、敷地外周に CB 3 ～ 5 段済みで被害防除を行います。排水については、合併浄化槽 7 人槽を設置して前面道路の排水暗渠に接続します。 資金計画について、造成費で〇〇〇万円、建築費〇〇〇万円です。合計で〇〇〇万円です。今回は使用貸借権のため用地費はございません。 金融機関から融資で対応するとのことで、住宅ローンの事前審査結果票が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。20 年居住の要件を満たすための住民票、戸籍謄本も添付されておりますのでこちらも問題ありません。 説明については以上です。 ◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。 ◎小島委員 3 月 18 日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。 以上、ご審議よろしく申し上げます。
--------------	--

日程第 5	◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 ◎柴田委員 この排水暗渠について、どこを通っているのか再度確認をお願いします。 ◎事務局 確認します。 ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員です。 よって、本案は承認されました。 【議案第 3 号 経営基盤強化促進法 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定を求める件について】 ◎議長 続いて、日程 5 議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定を求める件についてを上程いたします。 事務局説明願います。 ◎事務局 お配りした資料をご参照お願いいたします。 1 ページ～ 2 ページの No. 1 ～ No. 12 までが新規での申請になります。No. 13 からが再設定、更新となるものです。 今回集計しましたところ、新規 12 件、筆数 45 筆、面積が 26,196 m²です。更新は 34 件、筆数 100 筆、面積が 79,521 m²です。 新規、更新合計で 46 件、145 筆、面積は 105,717 m²になります。 農業経営基盤強化に関する基本的な構想の目標は、56%で賃借比率は設定前 23.7%、設定後 23.7%、比較で増減なしです。 引き続き担い手に集約できるようご協力お願いいたします。 説明については以上です。 ◎議長 説明が終わりましたのでこれについてご質疑、ご意見ありますでしょうか。 ◎議長 質疑なしと認め、これより採決いたします。 決定に賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員であります。よって、本案は決定されました。
--------------	--

日程第 6	【議案第 4 号 令和 6 年度最適化活動の目標設定等（案）の決定を求める件について】 ◎議長 続いて、日程 6 議案第 4 号令和 6 年度最適化活動の目標設定等（案）の決定を求める件についてを上程いたします。 事務局説明願います。 ◎事務局 議案第 4 号と書かれた資料を御覧ください。 こちらは、令和 6 年度の最適化活動の目標となります。 まず、1 ページ目です。こちらは、現在の農業委員会の状況が書かれております。現在の農業委員の定数 14 に対し実数は 14 名。最適化推進委員の定数 7 に対し実数は 7 名です。 次に農家、農地等の概要です。総農家数は 236 経営体、うち農業経営体数 144 経営体です。基幹的農業従事者数は 188 人です。認定農業者は 36 名です。総農家数、基幹的農業従事者は直近の農林業センサスに基づいております。 次に耕地面積です。田が 424ha、畑 153ha 合計で 577ha です。こちらは、直近の作付面積統計に基づいております。 次に 2 ページ目です。こちらは、農地の集積についての目標になります。 まず、現状及び課題です。現在の管内の農地面積は 577ha、集積面積は 169.91ha、集積率は 29.4% です。課題としては、生産能力の低い農地は利用集積になりにくいです。 次に目標です。集積率 56% の目標年度は令和 12 年度です。今年度の新規集積面積は 21.89ha とし、年度末集積面積累計 191.8ha、集積率 33.2% を目標とします。 次に遊休農地の解消です。現在の 1 号遊休農地は 2.68ha うち緑区分が 2.68ha です。課題としては、非農家が相続した農地や相続未了の農地が遊休農地化しています。 次に目標です。令和 6 年度の遊休農地解消面積は 0.72ha を目標とします。 次に 3 ページ目です。新規参入の促進です。現状として、過去 3 年間で新規参入者は、個人、企業ともに 0 です。課題としては、農業経営を開始するにあたり、農地・資金・営農技術・収益性が求められることから、新規参入者の受け入れには課題が多いのが現状です。 次に目標です。新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する面積を 2.61ha としました。 次に最適化活動の目標です。推進委員等が行う活動日数は月 10 日を目標とします。 次に活動強化月間です。令和 5 年度は 11 月～1 月の 3 ヶ月を活動強化月間とし、農業経営及び農地の利用意向に関する調査の結果をもとに担い手に集積を行います。また、遊休農地の所有者が希望する場合は、集積集約に向けて調整を行っていきます。 次に新規参入相談会への参加目標です。令和 6 年度については、新・農業人フェアに参加したいと思います。時期については未定です。 説明については以上です。 ◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。
--------------	---

	(なし) ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 決定に賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって、本案は決定されました。
日程第 7	【報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理について】 ◎会長職務代理 続いて、日程 7 報告第 1 号について事務局報告願います。 ◎事務局 〇〇地区において、転用届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。
日程第 8	【報告第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について】 ◎議長 続いて、日程 8 報告第 2 号について事務局報告願います。 ◎事務局 〇〇地区において、合意解約がありましたのでご報告させていただきます。 ◎議長 以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 その他として、委員または事務局から何かありますか。 ◎事務局 ・来月の総会日時について ・年間日程について ・年会費・積立金について ・令和 6 年度業務日誌について ・歓送迎会について ◎議長 その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。 閉会の挨拶を、永野総務委員長よりお願いします。 ◎永野総務委員長 慎重審議ありがとうございました。 本日の案件は、すべて終わりましたのでこれで終了となります。 本日はお疲れ様でした。